

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月  
② 昭和 62 年 6 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

オンライン記録では、申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、私の保険料は母親がきちんと納付しており、未納期間は無いはずなので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、12 か月と短期間であるほか、申立期間の前後の期間における申立人の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間③当時、申立人と同居し、申立人の国民年金保険料を自らの保険料と一緒に納付していたとするその母親は、当該期間における自らの保険料を納付している。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を平成 2 年 4 月 3 日に、元年 4 月から 2 年 3 月までの国民年金保険料を 3 年 1 月 8 日に過年度納付している上、申立期間③の保険料（月額 7,700 円）は、元年 4 月から 2 年 3 月までの保険料（月額 8,000 円）よりも低額であることから、先に時効となる申立期間③の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 5 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、時効により当該期間の国民年金保険料を納付することはできない上、申立人の母親も、申立人が B 社を退職した後に（60 年 3 月退

職) 国民年金の加入手続を行ったと回答している。

また、申立人は、昭和 54 年 4 月 2 日に B 社において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、同年 4 月は厚生年金保険の被保険者期間であることがオンライン記録により確認できる。

申立期間②については、A 市の国民年金被保険者名簿によると、当該期間の国民年金加入記録は、平成 2 年 4 月 3 日に追加登録されたものであることが確認でき、この時点では、時効により当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①及び②の保険料を納付したとするその母親も、当該期間に係る保険料の納付時期、納付場所及び納付金額等を覚えておらず、加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月28日から同年6月1日まで  
平成8年8月から10年1月まで、A社が設立したB社に勤務していた。

ところが、厚生年金保険の記録は、平成9年5月28日にA社で資格喪失、同年6月1日にB社で資格取得となっており、申立期間の被保険者記録が無い。

申立期間についてもB社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された当時のタイムカード（写し）及び給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、A社が設立したB社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、雇用保険の記録では、申立人は、平成9年5月31日にA社を離職、同年6月1日にB社で資格取得となっていることから判断して、申立期間については、A社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額及び平成9年4月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料が無いため不明としており、このほかに確認で

きる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 30 日から 22 年 6 月頃まで  
昭和 20 年 11 月から 22 年 6 月頃まで A 社に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格が 21 年 6 月 30 日で喪失している。  
申立期間についても A 社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社は既に廃業している上、当時の事業主及び社会保険事務の担当者の連絡先は明らかでなく、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した同僚 7 人に照会しても、申立人の退職時期及び申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人が自分よりも後に退職したとする同僚 22 人のうち、4 人については、申立人と同日（昭和 21 年 6 月 30 日）に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月から24年3月まで  
② 昭和30年6月から32年8月19日まで

申立期間①については、昭和22年5月から24年3月までA社（現在は、B社）C工場に勤務したのに、その間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

また、申立期間②については、昭和30年6月にD社（現在は、E社）F支店に入社し、営業職をしていた。その後、時期ははっきりと覚えていないが、同社G出張所の設立に伴い、同出張所の所長として転勤した。しかし、オンライン記録では、厚生年金保険の資格取得日が昭和32年8月19日となっていることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答しているほか、申立人は既に死亡しており、当時の同僚の名前も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に勤務していたと考えられる社員5人に照会したものの、いずれも申立人のことを覚えておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについても証言を得られない。

さらに、A社C工場は、昭和22年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同日以前の期間において適用事業所であつ

た記録が確認できない。

申立期間②については、E社は、申立期間当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、当時のD社F支店の厚生年金保険事務の担当者は、「当時は、内勤の社員だけが厚生年金保険に加入しており、営業職の社員は厚生年金保険に加入していなかった。申立人は、昭和 32 年秋頃に営業職から内勤（販売主任）になったと記憶している。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 3 年 7 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間の年金記録をみると、平成元年 9 月に 41 万円だった標準報酬月額が、同年 10 月から 2 年 9 月までは 34 万円、同年 10 月は 30 万円、同年 11 月から 3 年 6 月までは 36 万円と下げられている。

A 社の在職期間に減給されたことは一度も無く、標準報酬月額が下がっている期間があるとは考えられないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社に入社してから退職するまで減給されたことは一度も無いのに申立期間の標準報酬月額が下がっており、特に、平成元年 10 月に 41 万円から 34 万円へと 3 等級も下がるのはあまりにも不自然である。」と主張している。

しかし、B 社は、当時の賃金台帳等の資料を保管していないため申立期間当時の状況は不明と回答しており、申立期間における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A 社の当時の事業主は、既に死亡している上、当時の事務担当者及び同僚（4 人）に照会しても、当時のことを覚えていないとしており、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて証言が得られない。

さらに、申立期間の前後 3 年間において、当時の同僚 16 人のうち、12 人については、標準報酬月額が下がっている期間があり、このうち 1 人は、申立人と同様に 3 等級下がっている期間があるなど、申立人の標準報酬月額の

みが複数の同僚と比べて不自然となっている状況はうかがえない。

さらに、オンライン記録でも、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 富山厚生年金 事案 728 (事案 226、532、632 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A事業所に勤務していた申立期間については、平成 21 年 9 月 16 日付け、22 年 3 月 11 日付け及び同年 9 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取ったが、当時の同僚が年金記録の中に私の名前を見たとする証明書を書ってくれたので、再審議をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA事業所に勤務していたことはいかがえるものの、同事業所は廃業しており、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立期間当時の事業主及び事務担当者は死亡しており、連絡先の判明した同僚（5人）に照会しても、申立人の勤務期間及び同事業所における厚生年金保険の取扱いについて証言が得られないことから、当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人は、新たな事情として申立期間当時の同僚の名前を提示したが、当該同僚からは、申立人のことを覚えている旨の証言は得られたものの、申立人の勤務期間及び同事業所における厚生年金保険の取扱いについて関連資料や証言等を得られないことから、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る再再度の申立てについては、申立人は、前回の決定にはどうしても納得できないと主張する以外に新たな資料等の提出は無く、当該主張のみでは、当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認めら

れないとして、平成 22 年 9 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回、新たな資料として、当時の同僚が年金記録の中に自分の名前があったのを見たとする証明書を書いてくれたので、当該証明書により記録を訂正してほしい旨申し立てている。

しかし、申立人から新たに提出された資料について当該同僚に照会したところ、「A事業所で事務の補助をしたとき、賃金台帳と思われる資料の中に申立人の名前を見た覚えがあるのでその旨を記載したが、厚生年金保険料の控除などの詳しい内容は分からない。」と回答しており、申立期間における申立人の保険料控除の状況について確認することはできなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。